

長野県新型インフルエンザ等対策行動計画について

危機管理部
健康福祉部

1 県行動計画の位置づけ

- 新型インフルエンザや全国的かつ急速にまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図るために「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成25年4月13日施行。以下「特措法」という。）が制定された。
- 対象となる感染症：新型インフルエンザ及び新感染症
- 県行動計画は、政府行動計画に基づいて、長野県における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び県が実施する措置等を示すもの（特措法第7条）。

2 県行動計画の基本的考え方

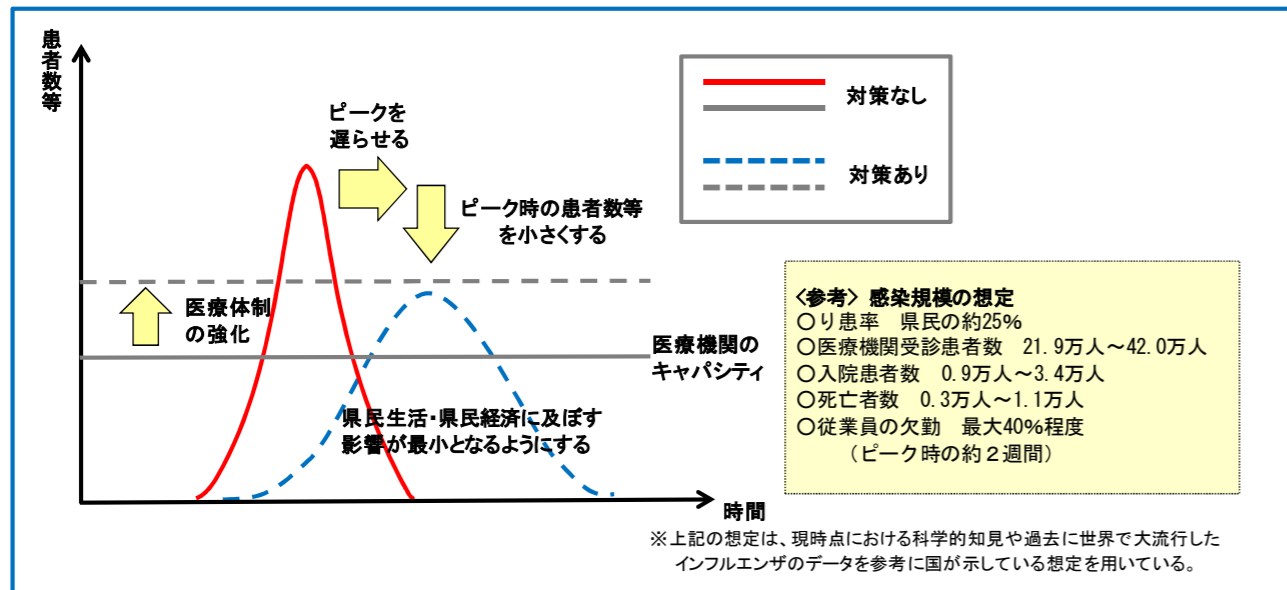
(1) 対策の目的と戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少させる。

○県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減少させる。
- ・事業継続計画の作成・実施により、経済活動を維持する。



(2) 現行の計画を特措法に定める事項や政府行動計画との整合を図り、新型インフルエンザ等の発生・感染の6つの発生段階に対応して、県、市町村、事業者、県民が取り組む対策を7分野に分けて整理。

3 県行動計画の特徴

- 国では発生段階を5段階としているが、県では6段階とし、きめ細かい対応を行う。
- 対策分野について、国は6分野としているものを、県では予防接種の分野を独立させ7分野とし、内容を明確にした。

＜発生段階＞

国(5段階)	県(6段階)
未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期
国内発生早期	国内発生早期 (県内未発生期)
	県内発生早期
国内感染期	県内感染期
小康期	小康期

＜対策分野＞

国(6分野)	県(7分野)
実施体制	実施体制
サーベイランス・情報収集	サーベイランス・情報収集
情報提供・共有	情報提供・共有
予防・まん延防止 (予防接種を含む)	予防・まん延防止 予防接種
医療	医療
国民生活及び国民経済の安定の確保	県民生活及び県民経済の安定の確保

* 主な対策の概要は別紙のとおり

4 新型インフルエンザ等対策に係る今後の対応予定

(1) 長野県新型インフルエンザ等対策行動計画実施手順（県行動計画実施手順）の作成

平成25年度中を目途に、政府行動計画の記載内容をより詳細に記した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」と同様に、県行動計画においても「県行動計画実施手順」を作成する。

(2) 市町村行動計画の作成支援

- ① これまでに説明会等を通じて市町村行動計画の作成例を提示した（8月）。
- ② 今後、市町村の作成状況を把握し、必要に応じて個別相談などにより支援を行う。

(3) 二次医療圏ごとの医療体制の整備

- ① 新型インフルエンザ等発生時における医療体制の整備を図るため、保健所を中心にして郡市医師会、地域の薬剤師会、市町村等の参加による連絡会議を開催している（12月目途）。
- ② その後、医療機関ごとの診療継続計画策定を支援する（平成26年1月～）。
- ③ さらに、三次医療体制整備の調整を行う（平成26年1月～）。

(4) 訓練、研修会の企画・実施（県行動計画実施手順を作成次第順次実施）

- ① 感染症指定医療機関、市町村等との協力により訓練を実施する（平成26年1月～）。
- ② 研修会の実施や出前講座等の活用により、県行動計画等を周知する（平成26年1月～）。

6つの発生段階に対応した7分野の主な対策の概要

新型インフルエンザ等の発生段階		①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
分野	発生段階ごとの対策の考え方 主な対策	・市町村等との連携により事前準備を実施	・国内・県内発生をできる限り遅らせる ・国内・県内発生に向けての体制整備	・県内発生に向けての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策実施 ・感染拡大防止に向けた体制整備	・感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 ・必要なライフライン等の事業活動の継続	・流行の第2波に備えた第1波の評価 ・対策の縮小・廃止 ・医療体制・社会経済活動の回復
1 実施体制	①「長野県新型インフルエンザ等対策本部」及び10広域に「長野県新型インフルエンザ等対策本部地方部」を設置する。 ②「長野県新型インフルエンザ等対策委員会」を招集する。 ③「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時（政府が宣言）・廃止時の対策	①新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備 ②関係機関との連携体制の確認、訓練の実施	・政府対策本部の設置後、直ちに県対策本部及び地方部を設置 ・必要に応じて、医療、法律等の有識者で構成する対策委員会を招集し、意見を聴取		・市町村対策本部の設置		①政府対策本部の廃止後に、県対策本部及び地方部の廃止 ②市町村対策本部の廃止
2 サーベイランス・情報収集	・サーベイランス（感染症の発生状況の監視）により様々な情報を系統的に収集・分析し、その結果を効果的な対策の判断につなげる。	・季節性インフルエンザを把握する通常のサーベイランスの実施	①県内発生に備えたサーベイランスの強化 ②患者の全数把握の開始	①患者の全数把握の継続 ②学校等での集団発生の把握の強化 ③患者の臨床情報把握	①入院患者・死亡者数、重症化の状況把握 ②集団発生の把握（患者の増加に伴い、全数把握を中止）	・学校等での集団発生の状況把握	
3 情報提供・共有	①多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。 ②住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を県庁、保健所に設置する。	・情報発信・情報共有方法の検討	・海外での発生状況を情報提供 ・相談窓口の設置	・国内での発生状況を情報提供	・県民への情報発信の強化 ・相談窓口の充実・強化	・情報提供のあり方の見直し ・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ	
4 予防・まん延防止	①マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の周知を行う。 ②「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策	・平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発	・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・県民に対する不要不急の外出自粛等の要請、学校、保育所、興行場等の施設の使用制限、催物開催停止の要請等				
5 予防接種	① 特定接種（厚生労働大臣の登録を受けた事業者や新型インフルエンザ等対策に携わる公務員にワクチン接種を実施する。） ② 住民接種（市町村は、原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種を実施する。）	・特定接種の対象となる事業者の登録 ・具体的な実施方法について準備	・特定接種の準備 ・住民接種の準備	・特定接種の準備/実施 ・住民接種の準備/実施	・特定接種の実施 ・住民接種の実施	・住民接種の実施（第2波に備えた住民への予防接種の継続）	
6 医療	①各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し相談、情報提供を実施する。 ②「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内発生患者の濃厚接触者等の診療を行う。 ③医療体制の切り替え 県内発生早期までは、感染症法に基づいて患者等を感染症指定医療機関等への入院措置を実施するが、患者数が大幅に増え、県内感染期となった場合には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。 ④ 県民の45%相当量を目標に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、必要に応じて、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を提供する。 ⑤「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策	①二次医療圏ごとの医療体制の整備 ②医療機関ごとの診療継続計画の作成支援 ③医療機関等の参加による訓練や研修の実施	・「帰国者・接触者相談センター」の設置 ・「帰国者・接触者外来」の設置 ・県内発生に備えた医療体制整備	・相談等の継続 ・医療提供の継続	①感染症指定医療機関等への入院措置の実施 ②診断・治療に資する情報等の医療機関への提供	①患者数の大幅増加に応じて、原則全ての一般医療機関における診療の開始 ②ファックスによる処方せん送付	・通常の医療体制への移行 ・抗インフルエンザ薬の備蓄
7 県民生活・県民経済の安定の確保	①県民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市町村、指定地方公共機関等においてそれぞれの役割を実施する。 ②「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策	・関係団体との連携により、指定地方公共機関等の事業継続計画の作成を支援	①指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備 ②職場における感染予防策の準備	①県民への適切な消費行動の呼びかけ ②事業者に対して買占め、売り惜しみが生じないよう要請		・物資の売渡し、緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等	